

上牧町社会福祉協議会地域福祉活動計画 第1回策定委員会
会 議 次 第

平成27年8月6日
上牧町役場3階委員会室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 委員長・副委員長の選任

4. 協議事項

- ・ 策定委員の役割と計画策定体制について

資料1 参照

資料2 参照

- ・ 計画策定のスケジュールについて

資料3 参照

- ・ 第1期計画の評価について

現行計画及び資料4 参照

- ・ その他

いま、なぜ 地域福祉計画なのか

佛教大学 福祉教育開発センター
金田 喜弘

本日のお話の内容

1. 今日の社会福祉の動向
2. 地域福祉の考え方
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画
4. 地域福祉活動計画策定に向けて

1. 今日の社会福祉の動向

- * 地域社会の変容：孤立・孤独、少子高齢化、地域関係の脆弱化、貧困、限界集落、団塊世代・・・
- * 多様・複合的なニーズ
- * 「制度の谷間」にある問題
- * 地域自立生活支援
- * フォーマルサービス（制度/政策）と
インフォーマルサービス（住民活動）の連携
→地域福祉がキーワード

2. 地域福祉の考え方

①地域の中で

福祉課題の解決をめざす

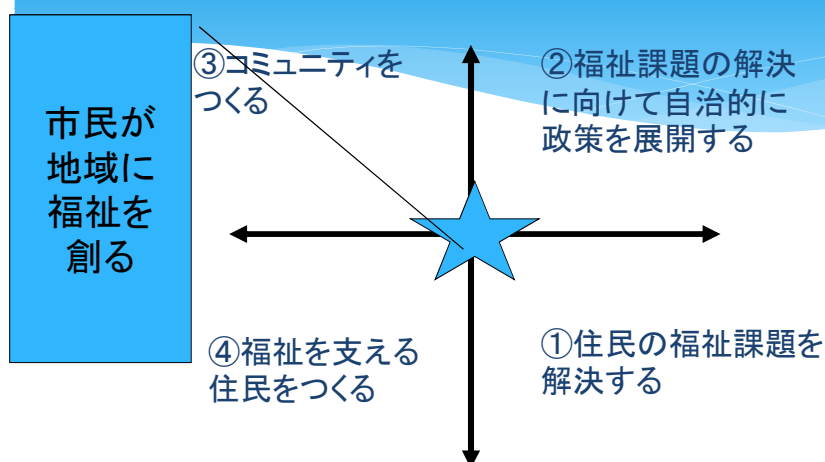
②住民参加で解決を図る

- 政策作成過程への参画
- 地域の福祉活動への参加
- 福祉活動の起業

など

- ③住民同士（家族、近隣の人々、知人・友人、など）の「助け合い」や「協働」の仕組みの構築
→助け合い・協働・ネットワーク化

地域福祉の構成要素



3. 地域福祉計画と 地域福祉活動計画

地域福祉計画とは

- ◆市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために「社会福祉法」の規定に基づく新しい社会福祉の理念を達成するための行政計画。
- ◆行政計画ではあるが、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、地域住民や関係機関・団体の参加・参画や協力・協働にもとづき策定されるべきもの。

地域福祉計画の範囲

福祉のまちづくりやその他関連領域の
施策も含めた

市民生活の総合福祉計画



◎市民の声を反映させながら、分野
横断的な総合的な計画の実現を！

地域福祉活動計画とは

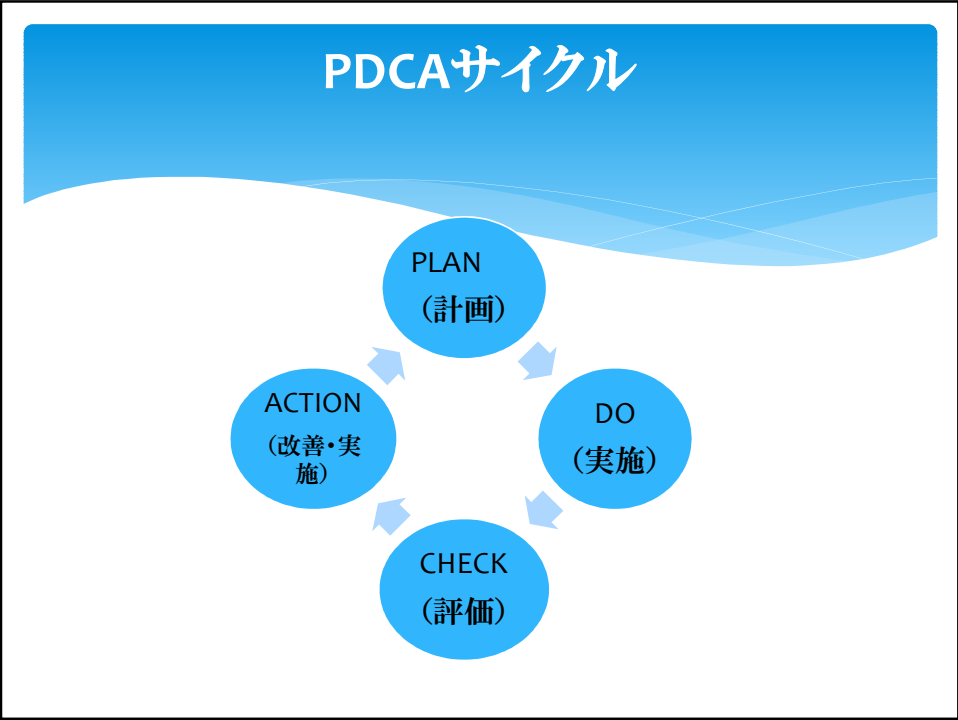
社会福祉協議会等が呼びかけて、住民、
地域において社会福祉に関する活動を行
う者、社会福祉を目的とする事業（福祉
サービス）を経営する者が相互に協力し
て策定する地域福祉の推進を目的とした
住民サイドの活動・行動計画。

◆福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心にした民間活動の自主的な行動計画である。

◆地域住民の立場から多様な民間団体や地域住民の参加・協働を促進して、さまざまな福祉活動を計画化するところに独自性がある。

3つのゴール

- * タスクゴール（課題達成目標）：サービスの目標量やシステムのあり方について住民にとっての課題の所在を明確にし、財源についても協議し、必要量を定めることができる。
- * プロセスゴール（過程重視）：住民の社会福祉への関心と理解を深め、地域福祉の推進に参加を促すことができる。住民同士の偏見の払拭や相互理解を図る。福祉教育的機能。
- * リレーションシップ・ゴール（関係力学の変容）：地域の住民（組織）間、住民と行政機関等の間にパートナーシップを築くことができる。



4. 地域福祉計画策定に向けて

地域福祉活動計画策定に向けて

- 計画を通して上牧町で活躍されている各種団体がさらに活動を展開しやすい仕組みをつくる
- これまでつながりが少なかった（持てていなかった）各種団体がつながる機会をつくる
- 声が地域に届きにくい当事者（子育て中の親、重度の障害を持つ方など）の多様な方の声を聞く場をつくる

(資料2)

社会福祉法人上牧町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、上牧町における地域福祉課題を明らかにするとともに上牧町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）の役割を明確にし、その活動を計画的に推進していくため「地域福祉活動計画」を策定することを目的に設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、上牧町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、計画に関する調査および研究を行い、計画案を策定し、上牧町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

(委員の構成)

第4条 委員会は、別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その会務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を求め、または意見を聞くことができる。

(作業委員会)

第8条 策定委員会に提出する資料の作成等に関しては別途作業委員会を組織し行う。

2 必要な場合は作業委員会の委員が委員会に出席し、作業委員会での議論等について説明を行う他、委員会での検討に加わることができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において行う。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、平成27年8月1日から平成28年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月22日に制定し、平成27年8月1日より施行する。

2 最初に招集される策定委員会は、第6条の規定にかかわらず会長が招集する。

(別表)

委員の構成

区 分	選 出 団 体	員 数
学識経験者	関西福祉科学大学	2名
	佛教大学	
町民関係	上牧町自治連合会	1名
	上牧町シルバークラブ	1名
福祉・医療関係	上牧町民生児童委員協議会	1名
	上牧町障害者団体	1名
	上牧町ボランティア連絡協議会	1名
	上牧町医師会	1名
学校関係	教育委員会	1名
	幼稚園長（公立）	1名
	幼稚園長（私立）	1名
	上牧町PTA連合会	1名
警察・消防関係	西和警察署	1名
	奈良県広域消防組合 西和消防署	1名
前回策定委員	前回策定委員	2名
行政	福祉課	1名
	生き生き対策課	1名
	教育総務課	1名
	社会教育課	1名
社会福祉協議会	奈良県社会福祉協議会	1名

(計21名)

作業委員会の構成

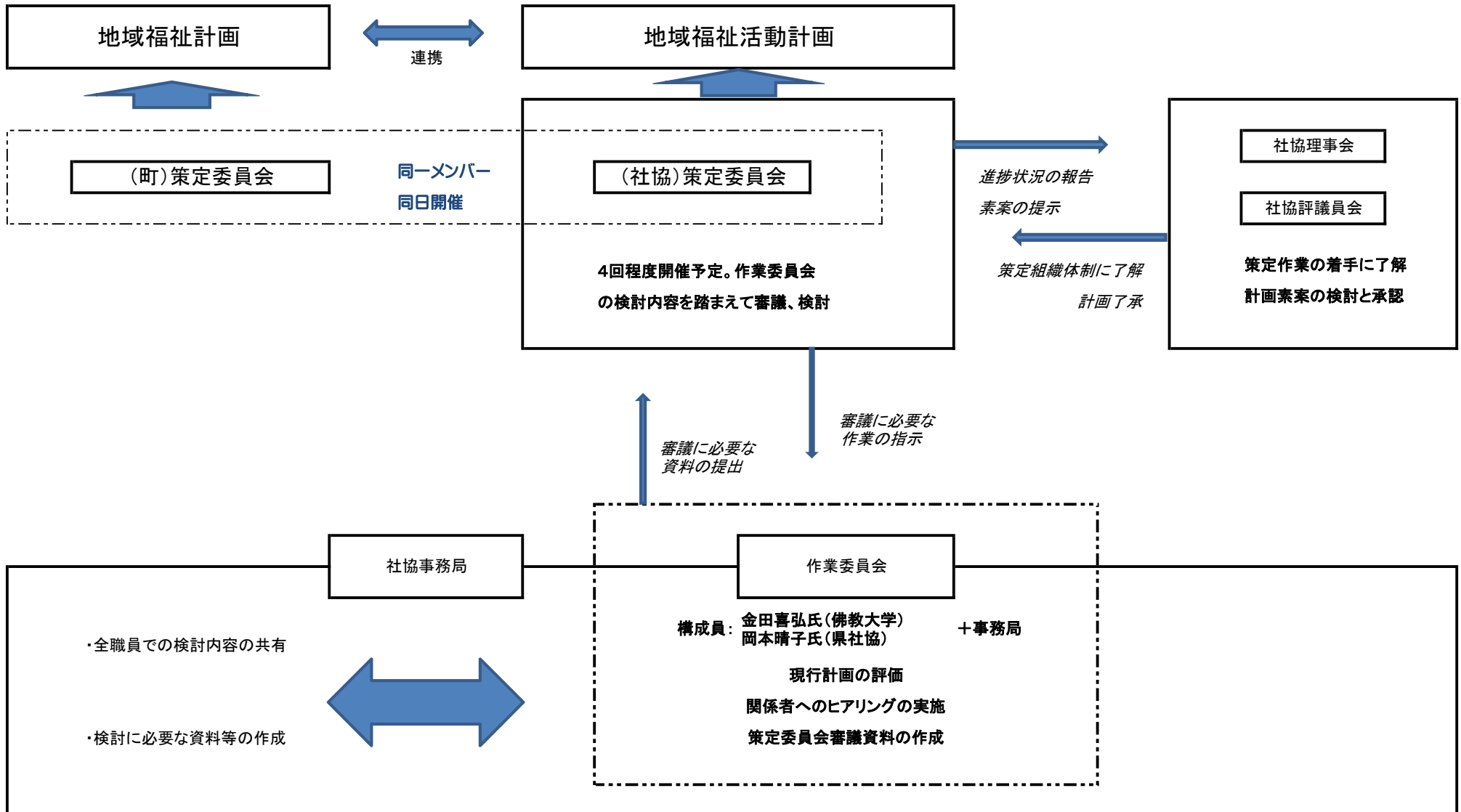
委 員 名	選 出 団 体
金 田 喜 弘	佛教大学 福祉教育開発センター 講師
岡 本 晴 子	奈良県社会福祉協議会 地域福祉課
上牧町社会福祉協議会 事務局	

(資料2)

上牧町社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員名簿

委員名	選出団体	区分
小口将典	関西福祉科学大学	学識経験者
金田喜弘	佛教大学	
井尻常正	上牧町自治連合会	町民関係
安居真佐夫	上牧町シルバークラブ	
藤井照雄	上牧町民生児童委員協議会	福祉・医療機関
竹原金子	上牧町障害者団体	
渡邊文彦	上牧町ボランティア連絡協議会	
木地達也	上牧町医師会	
宮城美和	教育委員長職務代理者	学校教育
尾崎和代	幼稚園長（公立）	
辻井典子	幼稚園長（私立）	
江川律子	上牧町PTA連合会	
池口潤	西和警察署	警察・消防関係
藪下和洋	奈良県広域消防組合 西和消防署	
小玉裕明	小地域ネットワーク連絡会	前回委員
尾崎由子	住民代表	
今中弘一	奈良県社会福祉協議会	社会福祉協議会
濱田寛	上牧町住民福祉課	行政関係
高田健一	上牧町生き生き対策課	
塩野哲也	上牧町社会教育課	
中川恵友	上牧町教育総務課	

計画策定イメージ



地域福祉計画

連携

地域福祉活動計画

(町)策定委員会

同一メンバー
同日開催

(社協)策定委員会

4回程度開催予定。作業委員会の
検討内容を踏まえて審議、検討

進捗状況の報告
素案の提示

策定組織体制に了解
計画了承

社協理事会

社協評議員会

策定作業の着手に了解
計画素案の検討と承認

審議に必要な
資料の提出

審議に必要な
作業の指示

社協事務局

作業委員会

・全職員での検討内容の共有

・検討に必要な資料等の作成

構成員：金田喜弘氏(佛敎大学)
岡本晴子氏(県社協)

+事務局

現行計画の評価

関係者へのヒアリングの実施

策定委員会審議資料の作成

「第1期 地域福祉活動計画」の進捗と成果について

上牧町社会福祉協議会では、平成24年に福祉関係団体の皆さんと一緒に地域福祉に係る民間計画である「上牧町地域福祉活動計画 マッキーアクションプラン」(計画実施期間：平成25～27年度までの3カ年)を策定しました。この計画では、アンケート調査や座談会、ヒアリング調査の結果から明らかになった課題(つながりの希薄化)に対して、「つながりで紡ぐ福祉のまちづくり」をテーマに誰もが上牧町で安心して暮らし続けられるように以下の4つの基本目標を設定し、具体的な活動に取り組みました。

- 地域福祉活動計画(H25～27)の基本目標
- ①身近な地域でのつながりづくり
 - ②福祉のまちづくりへ参加できる仕組みづくり
 - ③住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり
 - ④地域福祉推進のための連携と協働の基盤づくり

この間、つながりの希薄化に加えて少子高齢化や経済情勢の変化に伴い、介護や子育てへの不安、困窮やひきこもりなど様々な暮らしの課題が相互に絡み合いながら複雑化する一方で、それらの課題を抱えたまま**地域で孤立**し、課題をより深刻化させてしまう社会的孤立の問題が注目されるようになってきました。

このような情勢の中、住民同士が互いに認め合い、一人ひとりの暮らしにくさに着目し、地域全体の問題として受け止め、共に課題解決に向けて取り組む活動こそが地域福祉が目指すものであり、いかにして地域福祉を振興していくかが課題となっています。

社会福祉協議会では「地域のつながり」や「住民同士の支え合い」を考える上で基礎となる単位は自治会区であるとの考えのもと、従来より自治会区を単位として小地域ネットワーク活動の組織化を行ってきました。第1期計画においても住民座談会をとおして身近な生活圏での福祉課題を参加者と共有し、一緒に考える中から、サロン活動や見守り活動など具体的な福祉活動へという進展がみられました。

このような第1期計画の成果を踏まえ、第2期計画では、**自治会区での福祉活動を上牧町における地域福祉の基礎単位**と位置づけ、そこでの活動をどのように深めていくかということが大きなポイントになります。

社会福祉協議会では、福祉関係者や行政だけでなく**地域住民と専門職がそれぞれ協働**し、全ての人が地域活動に参画して課題解決に向け住民本来の力が発揮できる環境整備を目的に地域福祉活動計画を策定し、その実行において「つながりで紡ぐ福祉のまちづくり」を目指します。

地域福祉がめざすもの

地域福祉とは、地域で暮らす一人ひとりの住民が生活者として、地域の中の暮らしにくさを改善するために、様々な関係機関と協働して、福祉コミュニティを創り上げる取り組みを指しています。
それは、どのような人々も対等な地域の一員として認め合いながら、少数の人々の課題にも目を向け、多様な個性が受け入れられる地域社会をめざすものです。
これを、簡潔に言い表すと、「誰もが、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して、暮らしていける、まちづくり」ということであり、この短いことばの中に、地域福祉の思いや願いが込められています。

※地域福祉活動計画P3より抜粋

第1期 地域福祉活動計画の構成(参照)

つながりで紡ぐ福祉のまちづくり

基本目標

活動目標

1. 身近な地域でのつながりづくり

小地域ネットワークなど自治会区を舞台とした、住民主体の福祉活動の推進をとおして、地域内での顔の見える関係づくりやつながりの強化を図ります。

i. 自治会区を基盤とした小地域福祉活動の充実

ii. 災害に強いまちづくりを目指した連携の推進

2. 福祉のまちづくりへ参加できる仕組みづくり

地域福祉に関する情報提供を充実させるとともに、講習会や体験型イベント等を実施し、全ての住民が福祉活動に気軽に参加できる仕組みづくりを図ります。

i. ボランティアに関する情報発信と学習機会の充実

ii. 同じ課題を抱える人同士の仲間づくり

iii. 活動者への支援の充実

3. 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

住民と専門職が協働し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける支え合いの仕組みづくりを図ります。

i. 暮らしの課題を受け止める相談体制の強化

ii. 安心して暮らせるための支援事業の充実

4. 地域福祉推進のための連携と協働の基盤づくり

地域福祉を推進していくためには、地域内の様々な機関との連携や協働が欠かせません。人材育成を含め、連携と協働を促進するための基盤づくりを図ります。

i. 社会福祉協議会の組織基盤の強化

ii. 社会福祉協議会と行政の連携の強化

iii. 福祉関係団体機関との連携と協働の推進

※上牧町地域福祉活動計画 P13より抜粋

基本目標 1 身近な地域でのつながりづくり

小地域のネットワークなど自治会区を舞台とした、住民主体の福祉活動の推進をとおして、地域内での顔の見える関係づくりやつながりの強化を図ります。

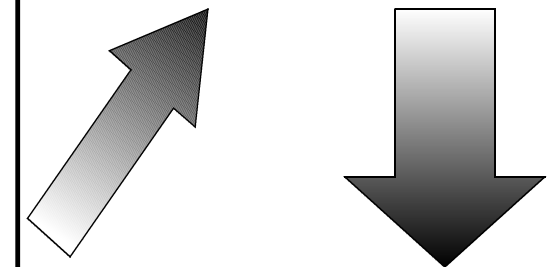
活動目標 1-i 自治会区を基盤とした小地域福祉活動の充実

各自治会単位という住民にとってもっとも身近な地域での福祉活動の活性化を図るため、①住民自身が地域の福祉課題に気づく場づくり、②気づきから活動へと移行するための支援を行います。

進捗状況	現状の課題	具体的な成果
<p>○気づきの場づくり</p> <p>住民座談会の開催による地域課題の抽出や新たな活動者の発掘により、小地域ネットワーク活動団体の増加に繋がっています。</p> <p>○気づきから活動へ</p> <p>小地域ネットワークでの定例会では、各地域での課題共有や取り組みなどの情報交換が行われ、住民ニーズや気づきによる見守り活動へと発展しました。また、関係機関との連携による新たな事業展開などが広がっています。</p> <p>○つながりづくりから新たな活動へ</p> <p>1つの地域で見守り活動が始められました。</p>	<p>○活動の継続</p> <p>既存活動者の高齢化等により活動の継続が難しくなっている地域もあります。<u>新たな活動者の確保や地域特有の生活課題に対処する活動の検討を進める必要があります。</u>また、既存活動の見直しや新たな生活課題を地域住民で話し合う場が必要です。</p> <p>住民一人ひとりの生活課題に着目し、住民主体のまちづくりを推進するためにも小地域ネットワーク活動の継続的な支援と活動内容の充実が必要です。</p> <p>○新たな活動への対応</p> <p>小地域ネットワークで行われている見守り活動への支援を行うと共に、日頃から<u>地域の実情を把握している関係機関や団体との連携</u>を図っていきます。</p>	<p>○住民座談会の開催</p> <p>(H24～H27で15地区)→残8地区 H24 5地区 H25 5地区 H26 4地区 H27 1地区</p> <p>○アンケート調査の開催</p> <p>1地区</p> <p>○小地域ネットワークの組織化(11地区)</p> <p>H25 下牧地区 H26 プレステアーバン地区 H27 片岡台3丁目地区</p> <p>○新たな活動</p> <p>見守り活動への発展 1地区</p> <p>○新たな支え合い活動の構築</p> <p>H26 モデル地区として1つのネットワークの見守り活動の実施</p>

【成果】

- ・地域福祉活動を推進するための基盤として小地域ネットワークがあり、現在町内概ね半数の地域で取り組まれています。
- ・毎年、ボランティア団体や関係機関、行政などとの連携による災害ボランティアセンター運営の訓練を行い、社協の役割について理解を深める働きかけを行っています。



活動目標 1-ii 災害にも強いまちづくりを目指した連携の推進

上牧町地域防災計画には災害時に本会が災害ボランティアセンターの運営を担うことが明記されています。これに基づき本会では、平成22年度に「社協災害対応マニュアル」を作成し、災害時の諸対応について規定しました。この災害ボランティアセンターの運営は本会単独ではなくボランティア等の関係機関の協力が不可欠です。災害時の協働のための連携を推進します。

進捗状況	現状の課題	具体的な成果
<p>○ボランティアや行政、関係機関等との連携</p> <p>災害時における災害ボランティアセンターの運営が円滑に行うことができるようボランティア団体や関係機関、行政との連携による訓練を行っており、社協の役割について理解を深める働きかけをおこなっています。</p>	<p>○平時からの取り組み</p> <p>災害時のボランティアセンター運営の訓練のみにとどまらず、<u>平時からの住民同士でのつながりづくりや助け合い活動の大切さを意識した</u>取り組みや仕組みづくりが必要です。</p>	<p>○各関係機関との協働による訓練の実施</p> <p>H25 上牧町ボランティア連絡協議会、上牧町小地域ネットワーク連絡会、自治会、自主防災、民生児童委員協議会、奈良県社会福祉協議会 (合計86名) H26 上記に行政、郡内社協(合計100名) H27 自治会の災害時避難所開設訓練と共同実施(案)</p>

【第2期計画に向けて】

災害の有無に関わらず自治会区を基盤とした住民同士でのつながりづくりや助け合い活動、見守り活動への支援を通じた地域内の顔の見える関係づくりが重要です。

また、身近な地域でのつながりづくりを深め、支え合いや助け合い活動へと繋がるよう検討する必要があります。

例えば)

- ・住民の関心のある講座の開催
- ・住民同士での活動内容の見直しや新たな生活課題を話し合う場

基本目標 2 福祉の町づくりへ参加できる仕組みづくり

地域福祉に関する情報交換を充実させるとともに、講習会や体験型イベント等を実施し、すべての住民が福祉活動に気軽に参加できる仕組みづくりを図ります。

活動目標 2 - i ボランティアに関する情報発信と学習機会の充実		
進捗状況	現状の課題	具体的な成果
<p>○情報提供 ボランティア活動や福祉活動に関心を持ち、活動参加に繋がるよう情報提供を行っています。</p> <p>○学習機会 関心から活動に結びつくよう、ボランティア養成講座を開催しています。</p>	<p>○情報発信 多様な媒体を活用した情報発信に努めていますが認知度が高まっていない状況があり、住民の関心に結びつく魅力的な広報づくりが求められます。</p> <p>○学習機会 <u>学童期からの住民を対象とした福祉学習の機会の提供が出来ていない現状があるため、ニーズに応じた気軽に参加しやすい講座や福祉学習のプログラム開発が必要です。</u></p>	<p>○情報発信 ・社協だより紙面充実 (P4 から P6 へ) ・HP を活用した速やかな発信 ・町ボ連発行「ちょボラ」の定期的な発行</p> <p>○福祉に関する学習機会 ・ふれあい社協まつりの開催 ・H25 約 630 名 H26 約 700 名 H27 約 800 名 ・郡域での養成講座開催 (年 1 回) ・子育てレスパイトサポーター養成講座開催</p>

【成果】

- ・広報や様々な講習会、啓発イベントを通して地域活動に関心の持つボランティア活動者が増加
- ・「サロンぽけっと」や「ぷらっと」が同じ課題や悩みを持つ人同士の居場所となっている。

活動目標 2 - ii 同じ課題を抱える人同士の仲間づくり		
進捗状況	現状の課題	具体的な成果
<p>○居場所づくり 子育てサロンや「ぷらっと」が仲間づくりの場となり、同じ課題を持つ人同士のつながりが持てる居場所となっており、情報交換や相談を行うことで不安の解消を図れています。</p>	<p>○発見 <u>地域で困っていても声を上げられない人への取り組みが置き去りになっている現状があります。</u>そのため、そのような人の発見に繋がる地域でのアウトリーチ活動に努める必要があります。</p> <p>○社会参加 障害者の活動機会や活動場所が限定的になっているため<u>社会参加を意識した当事者活動への支援が求められます。</u></p>	<p>○関係機関との連携 ・健康相談 (生き生き対策課) との事業同時開催による保健師との情報共有 (月 1 回)</p> <p>○仲間づくり ・サロンぽけっとの開催 (毎週月水金曜) ・アピタサロンの開催 (毎週金曜) ・おひさま広場の開催 (月 1 回 3 クラス) ・レスパイト事業考える会の開催 (月 1 回)</p> <p>○社会参加 ・販売活動 (西和養護学校、アピタ、役場)</p>

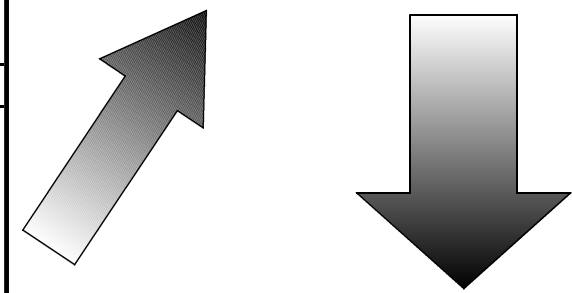
【第 2 期計画に向けて】

誰もが地域の取り組みに参加できるようニーズに応じた講座や福祉学習のプログラム開発、学童期から福祉に関心を持ち続け活動に結びついていくような切れ目のない福祉学習の機会の提供等スムーズに活動に移行するための検討が必要です。

例えば

- ・情報発信の充実
- ・コーディネート機能の強化

活動目標 2 - iii 活動者への支援の充実		
進捗状況	現状の課題	具体的な成果
<p>○ボランティアセンター機能 ボランティア活動者が継続して活動が行えるように上牧町ボランティア連絡協議会への支援や会員同士の交流に取り組んでいます。また、ボランティアセンター機能の充実を図っているところです。</p>	<p>○ボランティアコーディネート機能 <u>ボランティア活動者が満足できる活動となるためにもコーディネート機能の充実を図ることが必要です。</u>また、ボランティアに関わる住民同士が交流会などを通して活動者間の情報交換や活動を振り返る場の提供が求められます。</p>	<p>○ボランティアセンター機能 ・文化協会団体がボランティア登録</p> <p>○町ボ連との連携 ・ふれあい社協まつりでの連携 ・会員及びそれ以外のボランティアとの交流</p> <p>○郡域での活動者支援 ・「おもちゃ病院」の継続した活動</p>



基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

住民と専門職が協働し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける支え合いの仕組みづくりを図ります。

活動目標 3-i 暮らしの課題を受け止める相談体制の強化

社協の相談支援事業の強化を図るとともに単に窓口へ相談に来所された人だけを対象とするのではなく、各事業所間での連携を強化することで利用者の暮らしの課題を受け止め適切な支援につなげることができるような体制を目指します。また、行政や関係機関等とのネットワークづくりにも努めます。

進捗状況	現状の課題	具体的な成果
<p>○個別支援と関係機関との連携</p> <p>要援護者に対して個別援助での支援については、各事業の制度を利用した支援を行うとともに関係機関と連携を図りながら進めてきました。地域福祉権利擁護事業や生活福祉資金事業では行政等の関係機関からの情報提供から要援護者へと結びつき、ネットワーク化へとつながっています。</p>	<p>○相談体制と関係機関との連携</p> <p>地域での多様化する生活課題においては社協での各担当者が果たす相談窓口機能や繋げ方がまだ不明確なものとなっています。また、<u>地域の生活課題を抱えたままになっている要援護者を把握し切れていない現状</u>がある中で、<u>各関係機関と情報を共有出来る連携体制</u>がこれまでに以上が必要となってきます。</p>	<p>○地域福祉権利擁護事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の充実 ・地域包括支援センター等関係機関との連携 <p>○相談支援事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付簿 (H25~) ・職員研修実施 (H26 ~) ・貸付 (H25 相談 92件 H26 相談 51件) ・生活困窮支援 (H27 相談対応 2件) <p>○生活支援活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協内での困難事例検討会 (H27 ~)

【成果】

- ・相談支援の強化が図られ、要援護者の生活を支える仕組みが整備されつつあります。
- ・要援護者を支えるために行政などの関係機関との情報共有や連携が図られるつつあります。

活動目標 3-ii 安心して暮らせるための支援体制の充実

住み慣れた地域で暮らし続けることの出来るように各種制度やサービスを実施するとともに制度では対応出来ないニーズについては「サービスの開発」という視点も含めて支援体制の充実を図ります。

進捗状況	現状の課題	具体的な成果
<p>○サービス開発</p> <p>高齢者や障害者（児）を対象に社協組織内で地域生活支援についての検討会が開催され、各関係機関と連携を持ちながら支援体制強化の働きかけを行っています。その取り組みの中から見えてきた個別課題に対して、既存のサービスを組み合わせた包括的な対応で要援護者の生活を支える仕組みが進んできました。</p>	<p>○関係機関とのネットワーク化</p> <p>地域の実情に応じた<u>ニーズキャッチとサービス開発が充実されていない現状</u>があります。制度で対応出来ない課題に対して新たな解決方法やサービスを作り出すにはサービスと地域のインフォーマルサービスとの組み合わせや各関係機関それぞれの<u>分野を超えた総合的なサービス提供のネットワークの形成</u>が必要です。</p>	<p>○介護保険法関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業の実施 ・居宅介護支援事業の実施 ・介護予防サービスの実施 <p>○障害者総合支援法関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援事業B型「ぷらっと」の運営 <p>○子育て支援事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町ボ連との協働 <p>○その他のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償福祉サービス「ぴっころ」の実施

【第2期計画に向けて】

あらゆる暮らしの課題を受け止める相談体制の強化と各関係機関との積極的な連携による包括的な生活支援の強化が求められています。また、地域を基盤とした住民1人ひとりの暮らしを支える仕組みづくりをさらに検討する必要があります。

例えば)

- ・相談体制の強化
- ・関係機関との連携
- ・地域住民主体の地域での支え合い活動への支援

ボランティア（担当：北嶋、上代）

上牧町では様々な分野のボランティアグループが活動し、ボランティア団体同士の交流や情報交換等をボランティア連絡協議会で行っています。

本会ではボランティア活動を希望される個人の方に各ボランティアグループや活動を紹介したり登録希望者には個人ボランティア登録を行い活動ニーズが寄せられた場合に連絡を行っています。

ボランティアグループには上牧町ボランティア連絡協議会への加入を勧め、ボランティア活動を広げると共に各種助成金の情報提供や保険の加入など活動を支援しています。

ふれあい社協まつり（担当：北嶋、上代）

住民がボランティア活動に対する関心を深め、ボランティア活動に参加できるきっかけづくりとボランティアグループの紹介、親睦をかねて行われているボランティアのお祭りです。

会場ではその年のテーマに沿った展示・催し物が行われています。また、ボランティアグループによる模擬店も行われとても楽しいイベントです。

ボランティア・福祉教育（担当：北嶋、上代）

「福祉」をテーマにした啓発イベントや福祉学習、養成研修として地域や学校に向けて開催しています。本会では学校での総合学習などの出前講座も行っていて、様々な暮らしの課題を考え、福祉を身近なものとして共有できる仕組みづくりを地域の社会資源を活用し展開しています。

小地域福祉ネットワーク（担当：北嶋、上代）

高齢社会・核家族化が進み地域社会が希薄化しています。誰もが安心して暮らせる地域社会を望んでいます。近隣の人々の繋がりを強め、助け合っていける仕組みづくりを小地域ネットワークは目指しています。各地域ではふれあいサロン、お食事会、見守り活動などが行われています。

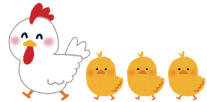
現在、町内活動中の10箇所の小地域ネットワークが月1回のペースで連絡会を開催しています。そこでは情報交換や研修等を行っています。

本会では新規に小地域ネットワークの活動を始めたいと考えている団体にはネットワーク活動についての説明や立ち上げの支援を行っています。

子育てネット（担当：藤岡）

子育て全般を考えるボランティアグループです。お母さんをサポートしたいということから「託児グループひまわり」が発足し、有償ボランティアとして活動しています。個人預かりや団体託児も行っています。

本会が窓口になり託児の依頼を受け付けています。

対象者：6ヶ月～小学6年生までの子ども（その他は要相談）


募集期間：随時（出来れば1週間前）

個人利用料：子ども1人につき
 （月～金 午前7：00～午後8：00）

サポーター宅	1時間	600円
それ以外	1時間	700円（交通費込み）

（早朝・夜間・土日祝）

サポーター宅	1時間	700円
それ以外	1時間	800円（交通費込み）

団体利用料：サポーター1人につき

町内	1時間	700円
町外	1時間	800円

サロン ぽけっと（つどいの広場事業）（担当：藤岡）

核家族化が進み、希薄化した地域社会で大きな負担感を抱え、不安な子育てをしているお母さん達にゆったりとした雰囲気の中で語り合ったり、情報交換を行うことのできる居場所を提供しています。サロンでは保育士が常駐し、一緒に遊んだり子育て相談などを行ったりしています。

場所：上牧町保健福祉センター（2000年会館）

日時：毎週月・水・金
 10：00～15：00

参加費：100円



地域福祉権利擁護（担当：藤岡）

判断能力に不安のある高齢者、知的障害者、精神障害者のお宅を生活支援員が訪問し、

- ①日常生活に必要な金銭管理（預金から生活費の引き出し、福祉サービス利用料や公共料金などの支払い）
- ②文書の整理（家に届く郵便物の確認、役場や業者などで必要な手続きの代行）
- ③大切な書類などの保管（通帳や印鑑など大切な書類を社協や社協の貸金庫などで保管）等のお手伝いをします。

ご利用に際しては、ご本人の契約能力と利用意志の有無を確認するために職員が訪問し面接を行います。

重度の認知症などで本事業の契約が困難な場合は成年後見制度の利用をお手伝いします。

対象者：判断能力に不安のある高齢者
 知的障害者、精神障害者

募集期間：随時

活動日：週1回から月1回程度

利用料：1時間 1000円
 交通費 300円（1回につき）
 （生活保護受給者は無料）

※活動日やお手伝いする内容は、ご本人や関係者の皆さんと話し合いながら決めていきます。

訪問理美容（担当：藤岡）

寝たきりの高齢者に年2回理髪店、美容室から直接訪問し髪を整えるサービスを行っています。サービスを受けるにあたって申請が必要になります。

利用条件に該当するとサービス利用券（2枚）と理容店一覧表をお渡しいたします。

対象者：65歳以上の外出が困難な方

募集期間：随時（但し利用券には限りがあります。）

日常生活用具貸与（担当：藤岡）

病気やケガなど緊急に車いすや杖が必要になった時に短期間貸し出しを行っています。

但し、介護保険を利用されている方は対象外です。

対象者：緊急に福祉用具が必要になった方

受付：随時

貸出期間：1ヶ月（更新を行って最大3ヶ月）

利用料：1回200円

ぷらっと（担当：吉川）

障害を持つ人が地域で周囲との関係性を持って働ける場として喫茶店「ぷらっと」を行っています。


月に1回ぷらっとの経営などの話し合う本人会議「ぷらっと会議」も開催しています。障害を持つ人のエンパワメントに繋がる支援、障害を持つ人同士や地域の人との交流イベント、就労や生活全般についての相談機関として運営しています。

対象者：知的障害者・精神障害者

募集期間：随時

活動日：9：00～16：00（土日祝日を除く）

※ぷらっとは就労継続支援B型という福祉サービスです。詳細は担当まで相談ください。



レスパイト（担当：吉川、安川）

知的障害を持つ方が社会経験を獲得するための機会を提供しています。調理や外出などの経験を通して同じ障害を持つ人々との交流や地域の人との関係づくりを行い地域で生活するための支援を行います。

対象者：知的障害者（児）

募集期間：随時

活動日：月1回（第3土曜日）

利用料：登録費 3000円
 参加費1回 1000円 + 実費

有償ボランティア ぴっころ（担当：吉村）


介護保険や自立支援などの公的な制度では対応できない身の回りのお世話（例えば、入院中の身の回りのお世話や買い物の付き添い、薬の引取など）をヘルパーが有償で行います。

対象者：原則として介護認定又は障害者自立支援の認定を受けた方

活動日：9時～18時（日曜日を除く）

利用料：身体介護のみ 1,000円／30分
 生活援助 1,200円／1時間
 外出・通院・入院中の援助 1,300円／1時間
 （町外の方が利用する場合は別途交通費が必要です。）

詳細は社会福祉協議会へご相談ください。



訪問介護（担当：青木）

利用者の暮らしを支えるためにご自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、身の回りのお手伝いなど様々な支援を行います。支援には次のようなものがあります。


（支援の内容）

- ・生活支援
調理、掃除、洗濯、食料品などの買い物など家事のお手伝いを行います。
- ・身体介護
食事や排泄の介助、衣服の着脱、入浴や清拭、移乗などのお手伝いを行います。

対象者：要支援、要介護認定を受けた方

活動日：8時～20時（日曜日を除く）

利用料：介護保険で定められた金額



居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成（担当：奥野）

要介護・要支援状態にある高齢者との契約に基づき、利用者の要望に応じた介護保険サービスの紹介や利用にあたっての連絡調整、ケアプランの作成を行います。

計画作成後は各サービスが利用者の生活支援の為に役立っているかを利用者及びサービス事業者と話し合いながら計画の調整を行います。


この他にも、要介護認定申請書の提出代行や要介護認定調査、住宅改修理由書の作成なども行います。

対象者：要介護認定を受けた方

利用申込み：随時

活動日：月～金

利用料：無料（但し、町外は交通費が必要）



居宅介護（担当：工藤）

障害を持つ児童及び大人の方のご自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、その方が自立した生活を送るために必要な支援を行います。

支援には次のようなものがあります。

（支援内容）

- ・居宅介護
調理や買い物などの家事や食事介助や入浴介助など身体介護のお手伝いを行います。
- ・重度訪問介護
重い肢体不自由の障害がある方に対して、食事介助や排泄の介助など身体介護のお手伝いを行います。
- ・行動援護
知的障害者・精神障害のために常時介護が必要な人に対して、外出時の介助や危険を回避するために必要なお手伝いを行います。
- ・移動支援
外出にお手伝いが必要な方に対して、同行して切符の購入の支援など外出時に必要なお手伝いを行います。


対象者：身体、知的、精神障害を持つ人で自立支援の認定を受けた人

活動日：8時～20時（日曜日を除く）

利用料：収入により異なります。

（町外の方が利用する場合は別途交通費が必要です。）

※本サービスの利用には事前に本会との契約が必要です。



介護予防訪問介護（担当：青木）

介護認定の結果、「要支援1」、「要支援2」と認定された方を対象にご自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、身の回りの事柄について要介護状態とならないように介護予防の観点からお手伝いや支援を行います。

※本サービスの利用には本会との契約が必要です。

生活福祉資金（担当：北嶋）

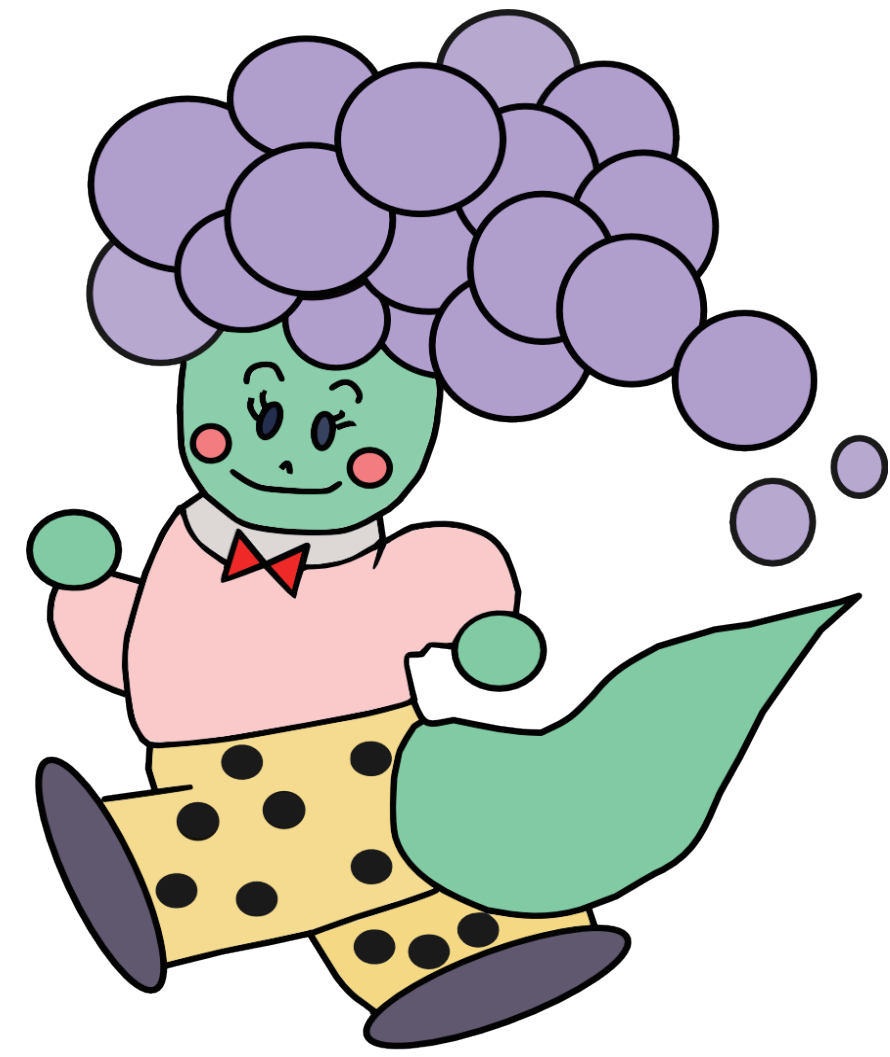
低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯、失業者等が生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことで自立が見込まれる世帯に資金の貸し付けを行っています。

- ①総合支援資金…失業者等、日常生活全般に困難を抱えており生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯。
- ②福祉資金…日常生活を送る上で、一時的に必要なであると見込まれる費用、あるいは緊急を要する場合での小口費用
- ③教育支援資金…高校、大学等で就学するのに必要な経費。また、入学に必要な経費

対象者：低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯・失業者など貸付を必要としている世帯

※この事業はあくまでも貸付ですので、貸付に際しては保証人や返済計画などについての審査があり、返済が可能であることが書類上明らかでなければなりません。

社会福祉協議会のしおり 事業紹介



社会福祉法人 上牧町社会福祉協議会
平成27年4月発行